



まちなかでイベントの実施をお考えの皆さまへ イベント実施に係る 経費の一部を補助します!

イベント開催事業(大分市中心市街地商都復活支援事業)の概要

補助対象経費

会場設営費、広告費、出演者謝礼などイベントの開催にかかる経費

※補助対象外：商品・景品等の購入費、主催者の人件費、飲食代、開催前後の会議費等

補助率

2/3以内

補助限度額

1イベントにつき 上限 **60万円**

補助要件

- 中心市街地の屋外の公共の場所で開催すること(詳細は別途お問い合わせください)
- 不特定多数の方が無料で参加でき、かつ、中心市街地のにぎわいを創出できること
- 企業の営利目的や広報活動につながるイベントではないこと
- 周辺の商店街や店舗への回遊や集客効果が見込めること

申請から 交付までの 流れ

- ① (株)大分まちなか倶楽部にイベント内容の相談
- ② 申請に必要な書類の作成・収集
- ③ 大分市商工労政課へ申請書等を提出(毎月10日締切り)
- ④ 選考委員会の審査を受け、補助金の交付決定
- ⑤ 事業の実施
- ⑥ 補助金の交付

※補助金の予算が無くなり次第、受付を終了いたします。
※交付決定が出るまで、事業には着手できません。

お問合せ

大分市商工労政課 TEL.097-537-7294(8:30~17:15)

(株)大分まちなか倶楽部 TEL.097-573-7377(8:30~17:15)



大分市



大分まちなか倶楽部

